

## 報 告

# 韓国の自殺予防法におけるオンライン自殺誘発情報に関する施策体系

本橋 豊\*<sup>1</sup>、朴 恵善\*<sup>1</sup>、吉野さやか\*<sup>1</sup>、堀口泰代\*<sup>1</sup>、木津喜 雅\*<sup>1</sup>、金子善博\*<sup>1</sup>

### 要旨

社会におけるソーシャルメディアの浸透は自殺問題にも大きな影響を及ぼしている。本研究の目的は韓国のオンライン自殺誘発情報に関する先進的取組を明らかにすることにより、今後の日本の自殺対策に役立つ基礎資料を蓄積することである。2019年10月22日にソウル市において開催された第1回日韓合同国際自殺対策シンポジウムにおいて、韓国の自殺予防法におけるオンライン自殺誘発情報に対する政策について情報収集を行った。具体的には、韓国の改正された自殺予防法とオンラインの自殺誘発情報について、シン・ウンジョン副センター長の主題発表の当日の発表と資料をもとに著者らが要約するという方法を取った。韓国では、2011年に制定されたいわゆる「自殺予防法」において、すでに自殺有害情報の遮断（ブロッキング）事業を国が対策として行うことが規定されていた。改正後の自殺予防法（2017年）では、自殺誘発情報を不法情報と規定し、処罰が可能になった。自殺誘発情報とは具体的には以下のような情報と規定されている。①自殺同伴者の募集情報 ②自殺に対する具体的な手段の提示情報 ③自殺を実行し、誘導する文書、写真、動画などの情報 ④自殺危害物販売または活用に関する情報 ⑤その他（上述の各項目に準ずるその他の自殺誘発情報）。法律では、罰則として「2年以下の懲役、2千万ウォン（約200万円）以下の罰金」が規定された。韓国ではソーシャルメディアと自殺対策について、オンライン自殺有害情報の遮断（ブロッキング）事業が自殺予防法に基づき行われていた。今後、日本においてもソーシャルメディアと自殺対策に関する包括的な施策体系について法制化を念頭に検討する必要がある。

**Keywords** : ソーシャルメディア、韓国、自殺予防法、自殺誘発情報、施策

## 1. 緒言

社会におけるソーシャルメディアの浸透は自殺問題にも大きな影響を及ぼしている。日本では、2017年のいわゆる座間事件を契機に「ソーシャルメディアと自殺対策」の課題がクローズアップされ、国はSNSによるオンライン相談体制等を構築することになった。

自殺念慮を有する者をインターネット上で募集し、自殺を誘発する事例は韓国でも従来から問題視されており、2017年に改正された韓国の自殺予防法では、オンライン自殺誘発情報の遮断（ブロッキング）事業が規定された<sup>1)</sup>。韓国の自殺予防法のこのような先進的な取組は、日本においても今後参考となるものと考えられる。そこで、本報告では韓国の自殺予防法とオンライン自殺誘発情報に関する現状について報告する。

## 2. 方法

2019年10月22日にソウル市において開催された第1回日韓合同国際自殺対策シンポジウムにおいて、日本と韓国の国家レベルの自殺対策の現状と課題について情報共有し、討議を行うことになった<sup>1)</sup>。日本側からは「日本の国家自殺予防戦略」と「子ども・若者の自殺対策について」の報告がなされ、韓国側からは「韓国の自殺予防対策」と「韓国におけるオンラインの自殺誘発情報の現状と関連政策」が報告された。

本報告では、日本においても重要課題として政策的対応が緊急に求められているソーシャルメディアと自殺対策に関して、韓国の先進的な取組事例として、韓国の改正された自殺予防法とオンラインの自殺誘発情報について、シン・ウンジョン副センター長の主題発表の資料をもとに著者らが要約するという方法を取った。

\*1 自殺総合対策推進センター

シンポジウムの開催概要は次のとおりだった。  
 <開催日時>2019年10月22日(火)13:30-17:30  
 <参加者>

日本側：自殺総合対策推進センターのスタッフ4名

韓国側：韓国保健福祉部、韓国中央自殺予防センターの全スタッフ及び中央自殺予防センターの関連委員

### 3. 結果

シン・ウンジョン副センター長の講演タイトルは「韓国におけるオンラインの自殺誘発情報の現状と関連政策」であり、資料に基づき発表がなされた<sup>1)</sup>。

#### (1) 自殺有害情報の遮断（ブロッキング）事業について

韓国では、2011年に制定されたいわゆる「自殺予防法」（正式名称「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律」）<sup>2)</sup>において、有害情報の遮断（ブロッキング）事業を国が対策として行うことが規定された。具体的には、2013年に中央自殺予防センターと警察庁の通報事業として、「自殺有害情報のモニタリング事業」が開始された。2017年には自殺有害情報を常時モニタリングする、ボランティアによる「見守ってくれる人」モニタリング団が結成された。2018年には大学生による「見守ってくれる人」のサポーターズ事業が開始された。そして2019

年には改訂された自殺予防法の中で、自殺の危機にある人の位置情報提供が可能になり、また自殺誘発情報の流通者の処罰が可能になった。

自殺有害情報の常時モニタリングを実施する「見守ってくれる人」ボランティア団とは、2017年から中央自殺予防センターでオンラインの自殺誘発情報をモニタリングするために運営するボランティア団員であり、一般市民が自ら参加してオンライン上で「生命尊重文化」を拡大している。

また、自殺誘発情報のクリーニング活動と呼ばれる通報キャンペーンが2013年から行われている。この活動はオンラインの自殺誘発情報を効果的にモニタリングして遮断するため、毎年約2週間行われる自殺誘発情報の通報キャンペーンであり、韓国保健福祉部が主催し、中央自殺予防センターと警察庁が主管している。

自殺有害情報のモニタリング事業の通報体制は以下のような流れで行われている。

- 1) 「見守ってくれる人」のクリーニング活動として、有害情報のモニタリングが行われ、そのデータは中央自殺予防センターに通報される。
- 2) 中央自殺予防センターはデータのスクリーニング及び分析を行い、モニタリングの実態を把握する。
- 3) 中央自殺予防センターは次の3つの機関に自殺有害情報の削除に関する要請を通報する。



図1 第1回日韓合同国際自殺対策シンポジウムの様子

- ①Twitter、Facebook、Instagram等のインターネット事業者に通報し、自殺有害情報の削除処理を要請する。
- ②放送通信審議委員会に通報し、審議及び削除を要請する。
- ③警察庁に通報し、緊急救助対象者の通報受付と処理を要請する。

## (2) 2019年7月16日の改正された自殺予防法におけるオンライン自殺誘発情報への対応

改正後の自殺予防法では、自殺誘発情報を不法情報と規定し、処罰が可能になった（改正前は単純有害情報に分類され処罰は不可だった）。自殺誘発情報とは具体的には以下のような情報と規定されている。

- ・ 自殺同伴者の募集情報
- ・ 自殺に対する具体的な手段の提示情報
- ・ 自殺を実行し、誘導する文書、写真、動画などの情報
- ・ 自殺危害物販売または活用に関する情報
- ・ その他、上記の各項目に準ずるその他の自殺誘発情報

罰則として、「2年以下の懲役、2千万ウォン（約200万円）以下の罰金」が規定されている。

改正後の自殺予防法では、自殺危機にある人の救助に関する規定が改めて整備された。具体的には、自殺危機にある人の救助のための個人情報提供に関する法的根拠が以下のように整備された（改正前は、連絡先が明示された件に対してのみ救助可能だった。法律上、オンラインの自殺危機にある人が明示されていない、連絡先が公開されない場合、警察を通じて通報できないなどの問題があった）。

- ・ 自殺危機にある人（緊急救助対象者）の定義を明示
- ・ 情報通信サービス提供者の情報提供の義務を明示（連絡先不在の件についても通報及び救助可能）

罰則として、「要請を拒否した際、1年以下の懲役、2千万ウォン（約200万円）以下の罰金」

が規定されている。

## (3) オンライン自殺誘発情報の対応システム

オンライン自殺誘発情報の対応システムは3つのレベルに分けられている。第一段階（通報）の主体は国民であり、自殺誘発情報の通報を行うことが任務である。具体的内容として、情報通信網に自殺誘発情報を発見した際、警察に通報すること（112）、が挙げられている。第二段階（確認）の主体は警察であり、自殺誘発情報の確認と分類を行うことが任務である。具体的な内容として、通報内容の確認及び関係機関に伝達、法的処罰対象および緊急救助対象者の分類、自殺誘発情報の削除および遮断要請が挙げられている。第三段階（法的処罰）の主体は警察であり、法的処罰対象の捜査および処罰を行うことが任務である。具体的内容として、自殺誘発情報の流通者に対する処罰、自殺誘発情報の処罰基準によって処罰、が挙げられている。

## (4) インターネット事業者との協力体制構築

インターネット事業者との協力体制の構築は、海外事業者（Twitter、Facebook、Instagram、KakaoTalk、NAVER等）と国内事業者に分けて対応が取られている。

### 1) 海外事業者との協力体制の構築

Twitter、Facebook、Instagramについては、緊急救助対象者の救助協力を行う体制を構築している。改正自殺予防法の施行後は、緊急救助対象者の情報提供を行っている（国内法の適用はなく、義務もなし、協力のみである）。

NAVER、KakaoTalkについては、緊急救助対象者の救助協力（改正自殺予防法の施行後は、緊急救助対象者の情報提供）、自殺誘発情報の遮断（通報が受けられた件について自殺誘発情報を削除）、生命尊重文化の拡大（自殺予防の相談情報を公開）の協力体制を構築している。

### 2) 韓国国内事業者との協力体制の構築

AfreecaTVについては、以下の3つについて協力体制を構築している。

- ① 緊急救助対象者の救助協力
  - ・ 改正自殺予防法を施行した後、緊急救助対象者の情報提供
- ② 自殺誘発情報の遮断
  - ・ 担当部署において自殺誘発情報をリアルタイムでモニタリング
  - ・ 自殺関連単語の禁止語を指定
- ③ 生命尊重文化の拡大
  - ・ 自殺予防の相談情報を公開
  - ・ 自殺予防法の改正内容のオンラインキャンペーンを実施

#### 4. 考察

ソーシャルメディアと自殺対策について、韓国ではオンライン自殺有害情報の遮断（ブロッキング）事業を自殺予防法に基づき実施していた。オンライン自殺有害情報を常時モニタリングするボランティアによる「見守ってくれる人」モニタリング団の育成と活用、自殺有害情報のモニタリング事業の通報体制の整備、自殺誘発情報を不法情報と規定した上での罰則規定の整備、自殺危機にある人の救助に関する規定の整備、インターネット事業者との協力体制の構築等、体系的にソーシャルメディアと自殺対策に関する施策を整備し実施してきたことが明らかになった。日本においては、韓国のような体系的な施策の構築は今後の課題であるが、法制面や文化面等の国情の違いを考慮して、日本の実情に合ったソーシャルメディアと自殺対策の施策体系を構築していくことが必要と考えられる。

2019年11月に韓国で起きた女性アイドルのインターネット上での誹謗中傷と関連したと思われる自死事案が日本でも知られている<sup>3)</sup>。この事例では、インターネット上での誹謗中傷がいわゆる「ネット炎上」と言うような形となり、女性アイドルを追い詰めていったという経緯が報道されている。匿名で多くの人たちが特定の人物に誹謗中傷を浴びせ、結果として自死に至らしめるという実態が浮かびあがっているが、

このようなインターネットによる誹謗中傷が自殺を誘発するという可能性は、日本でも社会的問題となりうる。

ソーシャルメディアと自殺に関するさまざまな問題への対応については、WHOが公表している「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年 最新版」（自殺総合対策推進センター訳）<sup>4)</sup>においても言及されており、メディア関係者だけでなく広く国民にもその内容を周知することが望ましいと考えられる。

日本におけるソーシャルメディアと自殺対策については、オンライン自殺誘発情報に関する総合的対策が韓国と比べて十分に取られているとは言えない。

今後、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の中に、ソーシャルメディアと自殺対策に関するより包括的な施策体型を盛り込むことが望ましい。具体的な法制化に向けた検討を早急に行うことが求められる。

**謝辞** 第1回日韓合同国際自殺対策シンポジウムの共同開催にご尽力いただき、貴重な資料の提供をいただいた韓国中央自殺予防センター長のベク・ジョンウ教授及び副センター長のシン・ウンジョン氏に心から感謝申し上げます。

**付記** 開示すべき COI 状態はない。

受付	2019.12.10
受理	2020.1.15

#### 参考文献

- 1) 自殺総合対策推進センター・韓国中央自殺予防センター編. 第1回日韓合同国際自殺対策シンポジウム当日配布資料, 2019年10月22日. ソウル市, 韓国.
- 2) 朴 惠善, 藤田幸司, 金子善博, 本橋 豊. 韓国の「自殺予防の国家行動計画」について: 国家行動計画策定の背景. 自殺総合政策研究 2018,

1(1). 64.

- 3) 日本経済新聞社. 韓国、脱「自殺大国」道遠く  
芸能界で相次ぐ悲報 (ソウル支局長 鈴木壮  
太郎) 2019. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52988230V01C19A2000000/> (2020年12月10日閲覧)
- 4) 自殺総合対策推進センター (訳). 自殺対策を  
推進するためにメディア関係者に知ってもらい  
たい基礎知識 2017年最新版. 2019. <https://www.mhlw.go.jp/content/000526937.pdf> (2019年1月30日閲覧)